

努めるとともに、学校などと緊密に連携しながら、的確な対応を推進している。警察庁は、学校におけるいじめ問題への的確な対応を推進するため、平成25年1月に、「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」⁷¹（通達）を都道府県警察に発出した。また、校内暴力についても、学校などとの連携により、早期把握に努め、内容に応じた適切な措置と再発の防止に努めている。

4 子どもの貧困問題への対応

(1) 経済的困難を抱える家族への支援

(2) ひとり親家庭への支援

○厚生労働省は、「母子及び寡婦福祉法」などにに基づき、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策といった総合的な自立支援策を展開している⁷²。また、平成25（2013）年3月から施行された「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」により、母子家庭の母と父子家庭の父の就業支援に関する施策の充実や民間事業者に対する協力の要請を行っている。

(3) 世代を超えた貧困の連鎖の防止

○厚生労働省は、ひとり親家庭に大学生などのボランティアを派遣し、子どもの学習支援や進学相談に応じる「学習支援ボランティア事業」を行っている。平成25（2013）年度には、貧困の連鎖を防止する観点から、生活困窮者に対する包括的な相談支援や多様な就労支援や生活支援などを行う生活困窮者支援のモデル事業などを行う。また、新たな生活困窮者の就労・自立支援策の制度化や生活保護制度の見直しのため、生活困窮者自立支援法案と生活保護法の一部を改正する法律案を閣議決定し、国会に提出した。

○内閣府は、平成24（2012）年5月に公表した「親と子の生活意識に関する調査」において、分析の一つとして「相対的貧困層」に該当していると思われる者とそうでない者との比較も行った。

(4) 状況把握

○厚生労働省は、国民生活基礎調査により子どもの相対的貧困率を把握している。

5 困難を有する子ども・若者の居場所づくり

6 外国人等特に配慮が必要な子ども・若者の支援

(1) 「日系定住外国人施策に関する行動計画」に沿った施策の推進

○政府は、「日系定住外国人施策に関する行動計画」に基づき、関係府省の連携の下、各分野にわたって推進している⁷³。

(2) 外国人の子どもの教育の充実等

○文部科学省は、外国人の子どもの公立学校への受入れに当たって、日本語指導を行う教員を配置するための加配定数措置や、日本語指導者に対する実践的な研修などを行っている⁷⁴。

(3) 定住外国人の若者の就職の促進等

○ハローワークは、日系人のための就業支援ガイダンスや、個別の就職支援などを実施している。

(4) 性同一性障害者等

○法務省は、人権擁護機関（法務省人権擁護局、法務局・地方法務局・支局、人権擁護委員）において、「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」などを啓発活動の年間強調事項として掲げ、啓発活動を実施している。

○文部科学省は、性同一性障害のある子どもの心情に十分配慮した教育相談の徹底を関係者に対して依頼している。

71 <http://www.npa.go.jp/pdc/notification/seian/shounen/syounen20130124.pdf>

72 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/index.html

73 <http://www8.cao.go.jp/teiju/index.html>

74 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm

(5) 十代の親への支援

- 厚生労働省は、妊婦健診を必要な回数（14回程度）を受けられるよう、平成24（2012）年度までは公費助成を行い、平成25（2013）年度からは地方財政措置による恒常的な仕組みとした。また、妊娠や出産の悩みを抱える若者に対して母子保健事業を活用した支援や女性健康支援センター事業を通じた相談体制の充実を図っている。

第2節 子ども・若者の被害防止・保護

1 児童虐待防止対策

(1) 児童虐待防止対策の充実

(発生予防)

- 厚生労働省は、以下のような取組により相談しやすい体制の整備を推進している⁷⁵。
 - ・生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、情報提供や養育環境などの把握、不安や悩みの相談の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」
 - ・養育支援が特に必要な家庭に対して保健師や助産師、保育士などが居宅を訪問し、相談に応じ、指導や助言を行う「養育支援訪問事業」
 - ・子育て中の親子が相談・交流できる「地域子育て支援拠点事業」また、養育支援を特に必要とする家庭の把握・支援に関して市町村や要保護児童対策地域協議会が具体的に留意すべき事項⁷⁶や、医療機関との連携強化に関する留意事項⁷⁷を、平成24（2012）年11月に地方公共団体へ通知した。
- 文部科学省は、保護者の子育て不安の軽減や地域からの孤立の解消のため、地域における就学時健診の機会を活用した子育て講座や、家庭教育に関する学習機会の提供、家庭教育支援チームによる相談対応の取組を支援している。

(早期発見・早期対応、保護)

- 厚生労働省は、虐待に関する通告の徹底、児童相談所の体制強化のための児童福祉司の確保、市町村の体制強化、専門性向上のための研修やノウハウの共有を推進している。
 - ・平成25（2013）年度には、これまで安心こども基金で実施してきた、虐待通告のあった子どもの安全確認のための体制強化や通告先などの周知を図る広報啓発、児童相談所職員等の資質向上の事業を、当初予算化した。
 - ・「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」⁷⁸の機能強化に向けた取組を推進している⁷⁹。（**図表13**）
 - ・平成24（2012）12月には、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用している地方公共団体の事例を「要保護児童対策地域協議会の実践事例集」⁸⁰として取りまとめ、情報提供した。
- 警察は、街頭補導や相談活動、通報、事件捜査・調査を通じて、児童虐待事案の早期発見・被害児童の早期保護に努めている。
- 法務省は、人権擁護機関において、児童虐待事案の情報を得た場合は、児童相談所などと連携し、適切な対応に努めている。また、事案に応じて加害者に対して説示を行うなど適切な措置を講じている。
- 文部科学省は、子どもを見守り育てるネットワーク推進会議⁸¹（平成24年12月末時点で5関係府

75 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv-jinshin/#hasseyobou

76 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/121203_1.pdf

77 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/dv121203-1.pdf>

78 「児童福祉法」第25条の2により、地方公共団体はその設置に努めるものとされている。

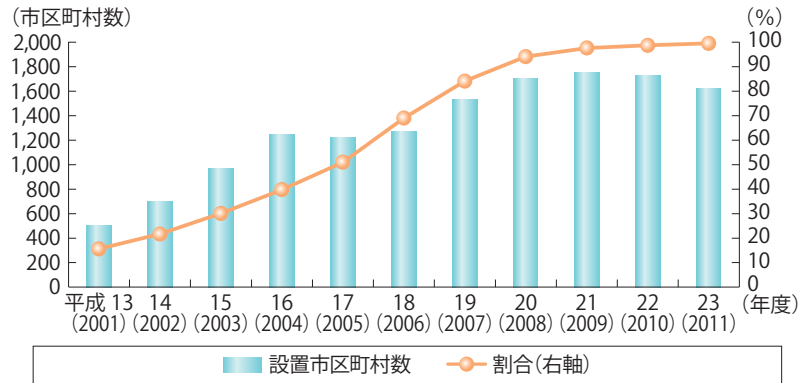
79 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv-jinshin/#youhogo

80 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv-jinshin/dl/jissen1.pdf

81 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/068/

省と42民間団体が参加)を設け、児童虐待問題への対応を含む子どもを対象とした相談体制の充実の取組を推進するための円滑な連携の在り方などについて検討している。

図表 13 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)や虐待防止ネットワークの設置状況



(出典) 厚生労働省調べ

(注) 1 調査時点は、平成17年度までは6月1日、平成18年度からは4月1日。

2 平成16年度までは「虐待防止ネットワーク」の数値、平成17年度からは「子どもを守る地域ネットワーク」と「虐待防止ネットワーク」の数値である。

3 平成23年度は、東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県、福島県の市町村を除く数値。

(2) 事例検証・研究・研修

○厚生労働省は、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による第8次報告を踏まえ、養育支援を要する家庭への早期支援、若年者などに向けた広報啓発の強化、子どもの安全を守るための対応の徹底、虐待対応機関の体制の充実、関係機関の連携強化を促すための通知⁸²を地方公共団体へ発出した。また、「日本虐待・思春期問題情報研修センター(通称:子どもの虹情報研修センター)」⁸³が行う、児童虐待に関する研究や研修に対する支援などを行っている。

2 社会的養護の充実

(1) 家庭的養護の推進

○厚生労働省は、小規模グループケアの実施や、グループホームの設置を進めている。平成24(2012)年11月には、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」(「小規模化等の手引き」)⁸⁴を都道府県・指定都市・児童相談所設置市に通知し、小規模化の意義や課題の周知を図るなどした。

(2) 里親委託・里親支援の推進

○厚生労働省は、里親委託優先の原則を明示した「里親委託ガイドライン」⁸⁵に基づき、里親委託を推進している。里親支援機関事業や、児童養護施設と乳児院への里親支援専門相談員の配置により、地方公共団体の取組を促している⁸⁶。

(3) 年長児の自立支援策の拡充

○厚生労働省は、都道府県が行う児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の費用の負担金での支弁や、施設を退所した後の地域生活と自立を支援する「退所児童等アフターケア事業」などを行っている。

(4) 施設機能の充実

○厚生労働省は、児童養護施設などの施設運営指針、里親及びファミリーホーム養育指針、第三者評

82 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/120726_1.pdf

83 <http://www.crc-japan.net/index.php>

84 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-92.pdf>

85 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_11.pdf

86 里親委託率を伸ばしている地方公共団体では、児童相談所への専任の里親担当職員配置や、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

価の基準により、施設運営の質の向上を図っている。また、平成24（2012）年度には、社会的養護の施設の児童指導員や保育士の基本的な人員配置を30数年ぶりに引き上げた。

(5) 被措置児童等に対する虐待の防止

○厚生労働省は、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」⁸⁷により、被措置児童等への虐待の防止を図っている。

3 子ども・若者の福祉を害する犯罪対策

(1) 取締り

○警察は、積極的な取締りと被害者の発見保護に努めている。（図表14）

○検察庁は、積極的に関係法令を適用し、厳正な科刑の実現に努めている。

(2) 児童買春・児童ポルノ問題

○政府では、平成25（2013）年5月に「第2次児童ポルノ排除総合対策」を策定し、関係省庁が連携して、児童ポルノ排除対策を推進している⁸⁸。

○内閣府は、児童ポルノ排除対策推進協議会（会長：内閣府副大臣）を開催している。また、公開シンポジウムにより児童ポルノ根絶に向けた国民運動の輪が更に広がるよう呼びかけを行っている。

○警察は、「児童買春・児童ポルノ禁止法」による積極的な取締りに努めている。平成24（2012）年には、過去最多の1,596件、1,268人を検挙した。

(3) 「出会い系サイト」や「コミュニティサイト」の問題

○警察は、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」違反、「児童買春・児童ポルノ禁止法」違反、青少年保護育成条例違反を検挙している。

(4) 子どもの犯罪被害の防止

（学校における安全管理）

○文部科学省は、「学校安全の推進に関する計画」⁸⁹（平成24年4月閣議決定）に基づき、学校における安全管理を推進している。また、警察官OBなどからなるスクールガード・リーダーによる学校の巡回や学校安全ボランティアの養成などを行っている。

（関係機関・団体からの情報の活用）

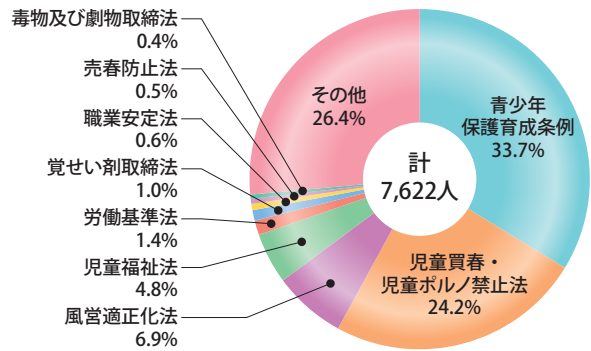
○警察庁は、法務省から子どもを対象とした暴力的な性犯罪に係る受刑者の出所情報の提供を受け、犯罪の予防や捜査の迅速化への活用を図っている。

○警察は、子どもが被害に遭った事案や、声掛けやつきまといの発生に関する情報が、迅速に保護者などに対して提供されるよう、警察署と学校・教育委員会との間で情報共有体制を整備している。これらの情報を、都道府県警察のウェブサイトで公開し、電子メールなどを活用した発信も行っている。また、警察庁から委託を受けた民間団体が国民からの通報を電話やインターネットで受け付ける「匿名通報ダイヤル」を運用している。

4 犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応

○警察は、少年補導職員による指導助言や被害者に対するカウンセリングを継続的に行っている。部

図表14 福祉犯の検挙人員
（法令別 平成24年）



（出典）警察庁「児童虐待及び福祉犯の検挙状況等」

87 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/04.html

88 <http://www.8.cao.go.jp/youth/cp-taisaku/index.html>

89 http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1320286.htm

外の専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し、その適切な指導・助言を受けながら、支援を実施している。また、きめ細かな訪問活動などを行うボランティアを「被害少年サポーター」として委嘱し、これらの者と連携した支援活動を推進している。

- 文部科学省は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、被害を受けた子どもの立ち直りを支援する活動を推進するなどしている。

5 いじめ被害、自殺対策

(1) いじめ被害対策

(いじめ問題に対する総合的な取組の推進)

- 文部科学省は、平成24(2012)年7月、「すべての学校・教育委員会関係者の皆様へ」と題する文部科学大臣談話⁹⁰を発表し、すべての学校・教育委員会関係者に対して対応を促した。同年9月には、当面、いつまでに、どのようなことに取り組むのかを示す「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」⁹¹を策定した。
- 教育再生実行会議は、平成25(2013)年2月、「いじめの問題等への対応について」と題し、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との意識を日本全体で共有し、子どもを「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育を実現するよう、道徳を新たな枠組みによって教科化することや、社会総がかりでいじめに対峙していくための法律を制定することなどを提言した。

(教育委員会や学校における未然防止や早期発見・早期対応の促進)

- 平成24(2012)年11月に公表した「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」⁹²において、いじめの認知件数が約14万件にのぼり、教育委員会と学校の更なる取組の充実が求められる状況がみられた。
- 文部科学省は、同年11月27日、「『いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査』を踏まえた取組の徹底について(通知)」⁹³を发出し、都道府県・指定都市教育委員会教育長や都道府県知事、附属学校を置く国立大学法人学長に対し、「アンケート調査」の確実な実施や個別面談・日記の活用など更に必要な取組を推進する必要があること、学校全体で組織的に対応することが重要であること、学校と警察などの関係機関との連携が重要であること、学校評価・教員評価では問題を隠さず適切な実態把握や対応が促されるよう留意する必要があることなどを周知した。
- 文部科学省は、インターネット上の掲示板などを利用した特定の子どもに対する誹謗中傷などのネット上のいじめに対応するため、子どもや保護者向けの啓発用リーフレットや学校や教職員向けの対応マニュアルを配布している。平成24(2012)年9月には、学校ネットパトロールの効率的・効果的な実施方法や継続的な実施の在り方に関する取組事例・資料集を取りまとめ、教育委員会などへ配布した⁹⁴。
- 文部科学省は、平成25(2013)年度には、外部人材の活用による支援体制の構築、未然防止、早期発見・早期対応、教職員などの指導体制整備の充実・教員研修の充実などの取組を総合的に推進する。(図表15)

90 http://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1323548.htm

91 http://www.mext.go.jp/a_menu/shienshitsu/1325363.htm

92 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/11/1328532.htm

93 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1328533.htm

94 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/081_1/houkoku/1325771.htm

図表 15 いじめ対策等総合推進事業（平成25年度）



(出典) 文部科学省資料

(いじめ被害に関する相談対応)

- 文部科学省は、子どもが全国どこからでも、夜間・休日を含めていつでもいじめなどの悩みを相談することができるよう、全国統一の電話番号（0570-0-78310（なやみ言おう））⁹⁵を設定し、24時間いじめ相談ダイヤルを実施している。平成25（2013）年度には、電話相談窓口紹介カードの配布対象を1学年分から4学年分へと拡大し、周知徹底を図る。
- 警察は、少年サポートセンターの警察施設外への設置、少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設など⁹⁶、いじめを受けた子どもが相談しやすい環境の整備などを進めている。警察庁は、これらの取組を推進するため、平成25年1月に「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」（通達）を都道府県警察に発出した。
- 法務省は、人権擁護機関において、「インターネット人権相談受付窓口」（SOS-eメール）⁹⁷、フリーダイヤルの専用相談電話「子どもの人権110番」（0120-007-110）⁹⁸、全国の小中学生を対象とした「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）⁹⁹の配布などを行っている（図表16）。平成24（2012）年度は、これらの窓口の広報の強化を図るとともに、専用相談電話「子どもの人権110番」の受付

95 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm
 96 第2部第3章第1節3（2）「非行防止、相談活動等」を参照。
 97 https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html
 98 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>
 99 相談したいことを書き、裏面の封筒部分を切り取り、便箋部分を入れてポストに投函すると、最寄りの法務局・地方法務局に届く。切手を貼る必要はない。http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html

時間を延長するなど取組の強化を図った。いじめ事案の情報を得た場合には、人権侵犯事件として調査し、教職員や学校と連携していじめ行為の中止や再発防止を図るなど、いじめを受けた子どもの救済に努めている。また、教職員や学校のいじめに対する対応が不十分であったと認められたときは、教職員や学校に改善を促すなどしている。平成25（2013）年度には、いじめの被害にあった子どもが相談しやすくするため、人権相談窓口の更なる周知広報を図るなどする。

図表 16 子どもの人権SOS-eメール、子どもの人権SOSミニレター



(出典) 法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html)

(2) 自殺対策

○政府では、「自殺対策基本法」に基づく「自殺総合対策大綱」により、関係府省庁で連携して、自殺対策を総合的に推進している。同大綱では、思春期は精神的な安定を損ないやすく、受けた心の傷は生涯にわたって影響する可能性があり、子どもや若者の自殺対策は重大な課題であるとされている。

○文部科学省は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充など教育相談体制の一層の充実を図っている。

6 被害防止のための教育

(1) 安全教育

(学校における安全教育)

○文部科学省は、「防犯教室」、「交通安全教室」、「防災教室」の開催を支援している。また、東日本大震災の教訓を踏まえた新たな防災教育手法の開発を行うためのモデル事業を行うとともに、防災教育に関する教職員向けの総合的な参考資料を改訂した。

(警察が行う防犯教育・交通安全教育)

○警察は、学校や教育委員会と連携して、幼稚園や保育所、小学校において、防犯教室を開催している。関係機関・団体と協力しつつ、保育所や学校などにおいて、交通安全教育を行っている。

(防災に関する各種取組)

- 内閣府は、幼児から成人を対象に防災ポスターコンクールを実施するなどしている。
- 消防庁は、ホームページ上に「こどもぼうさいe-ランド」を開設し、幼児から中学生の子どもを対象に、地震や風水害などの災害への備えや具体的な対応などをわかりやすく解説している¹⁰⁰。
- 気象庁は、教育関係機関と連携した様々な取組を通じて、防災教育を支援している。

(2) メディアを活用する能力の向上

(情報モラル教育の推進)

- 小中学校の新学習指導要領では、各教科での指導を通して「情報モラルを身に付けること」や、道徳において「情報モラルに関する指導に留意すること」などが新たに規定されている。高校の新学習指導要領では、必修教科である共通教科「情報」において情報モラルを指導することとされている。
- 文部科学省は、教員による指導の具体的な取組の参考となる「教育の情報化に関する手引」¹⁰¹や、小中学校の教員が情報モラル教育を行うための参考資料である「情報モラル教育実践ガイダンス」¹⁰²を配布している。

(メディアリテラシーの向上)

- 総務省は、子どものICTメディアリテラシーを総合的に育成するプログラム¹⁰³の内容の充実などを行っている。平成25(2013)年度は、実践的なメディアリテラシー育成のためのモデルシステムの改善、更新を行い、普及展開を図る。

(3) 女性に対する暴力

- 内閣府は、若年層に対して指導的立場にある者を対象に、「交際相手からの暴力の予防啓発指導者のための研修」を実施している。

第4章 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

第1節 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

1 保護者等への支援を行う「家庭を開く」取組

○文部科学省は、子育てサポーターリーダーや民生委員・児童委員といった地域人材と専門的人材が連携して、学校や公民館といった身近な場所で、孤立しがちな保護者や仕事で忙しい保護者など地域とのコミュニケーションや学習機会をなかなか得ることのできない保護者や家庭を支援する「家庭教育支援チーム」の取組を推進している¹⁰⁴ (図表17)。平成25(2013)年度には新たに、課題を抱え孤立しがちな家庭への地域人材によるサポート体制の構築のため、実証的調査研究を実施する。

100 幼児から小学校低学年向け (<http://open.fdma.go.jp/e-college/eland/nyuutai.html>) 小学校高学年から中学生向け (http://open.fdma.go.jp/e-college/eland/syou_tyuu.html)

101 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm

102 <http://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/index.html>

103 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/media_literacy.html

104 <http://katei.mext.go.jp/index.html>